

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな -----

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

タワーマンションの売れ残った保証は

住宅が530戸と多いが、販売か賃貸か？ 小杉の再開発では、市は小杉駅周辺の超高層ビルの対象者は区内の高齢者だとしていたが、実際に入居したのは中原区民より他都市から来た子育て中の世帯や外国人投資家の投資対象などになっています。

鷺沼駅前再開発では、住宅が530戸と大変多いが、対象者はどのような人を想定しているのですか？また販売か賃貸か？

公共施設と民間マンションの合築は、30年後の長期修繕の際に負担と複雑な問題がからみ、どうにもしょうがない事態になると言われているのに、どうして複合なのか？

2020年代には、オリンピック選手村の住宅化、2022年の宅地並み課税の解除など全国的にマンション需要がだぶつき、空き家が劇的に増加すると言われています。小杉でもその現象がすでに現れており、鷺沼の530戸が売れ残る可能性もあります。

そのツケを川崎市が負い、そのために税金が使われないことを川崎市は市民・区民に対して表明し保証すべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）